

5年つみたて終身保険「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」差込版

■これは5年つみたて終身保険「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の差込版
 ですので、同帳票とあわせて大切に保管してください。
 ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

「商品付帯サービスのご案内」に記載の内容(P8)について、以下のとおり変更します。

<変更後>

商品付帯サービスのご案内

詳しくはこちら 



- 健康相談等の各種サービスをご利用いただけます(ご利用に際しては条件があります)。
 詳しくは当社ホームページをご覧ください、または営業職員にお問い合わせください。



ウェルエイジングサポート
 あたまの健康チェック® あすのえがお

※本サービスは、2026年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。



<変更前>

商品付帯サービスのご案内

ウェルエイジングサポート
 あすのえがお

- 介護相談を電話で承り、相談内容に応じて介護関連サービスを案内します。
 (提供:株式会社ドリームキャッチャーおよび当社提携先の各企業)

あなたの未来を強くする



低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険

5年つみたて

終身保険

5年経過以後の死亡保険金、解約返戻金を重視した円建の終身保険です。

死亡保障



5年経過時点で増加する。

解約返戻金



5年経過以後も増え続ける。

告知なし

医師の診査も告知も不要

申込みがかんたん。



介護保障

5年経過以後要介護状態も保障。



契約概要 / 注意喚起情報 兼 商品パンフレット

[お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点についてご説明いたします。]

- ①「契約概要/注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載(P3~16)していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(P14「注意喚起情報 9」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(P11「注意喚起情報 5」)されていますので、必ずご確認ください。

あなたの未来を強くする

住友生命

[住友生命保険相互会社]
本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
電話 (03)3273-8000 (大代表)
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会
SMセイコールセンター 0120-307506

お届けしたのは…

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
よって保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

5年つみたて

終身保険

のしくみ

- ・被保険者が高度障害状態・
- ・保険料払込期間中の解約返戻
- ・猶予期間内に保険料の払込
- ・解約返戻金額は、保険料払

詳細 ▶ 死亡保険金額、解約返戻金

終身保障で 安心

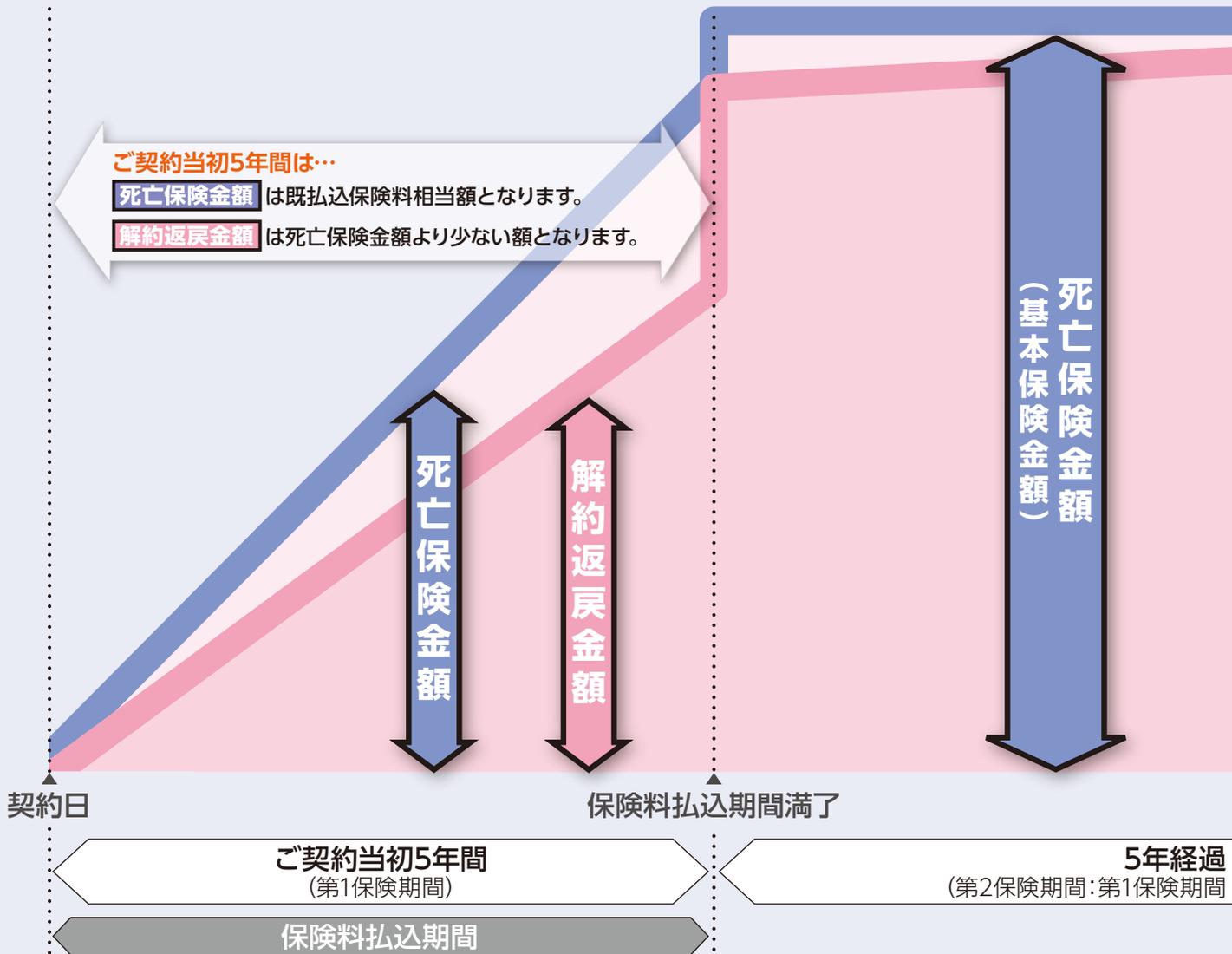


ご契約から5年経過時点で
死亡保険金額が増加し、
以後、一生涯保障します。

(ご契約当初5年間の死亡保険金額は
既払込保険料相当額です)



しくみ図(イメージ)



重度介護前払特約を付加することで、第2保険期間中、死亡保険金の全部または一部にかえて介護費用として受け取ることもできます。

参照 ▶ P6~8「契約概要 4」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

詳細 ▶ 「ご契約のしおり-定款・約款」の「重度介護前払特約」をご確認ください。

スミセイのご家族アシストプラス

万が一、ご自身でお手続きができなくなった場合でも契約をご継続いただけるよう、安心の制度・サービスをご用意しています。

参照 ▶ P6~8「契約概要 4」の「スミセイのご家族アシストプラス」をご確認ください。



基本保険金額

この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額のことをいいます。

障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
 金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
 みがなく、ご契約が消滅した場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。
 込期間中は既払込保険料相当額を下回ります。

額等について詳細は、「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。

つみたてる 楽しみ



解約返戻金額は
 ご契約から5年経過以後に、
 既払込保険料相当額を上回ります。
 基本保険金額を上限に増加し続けます。
 (保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しています)



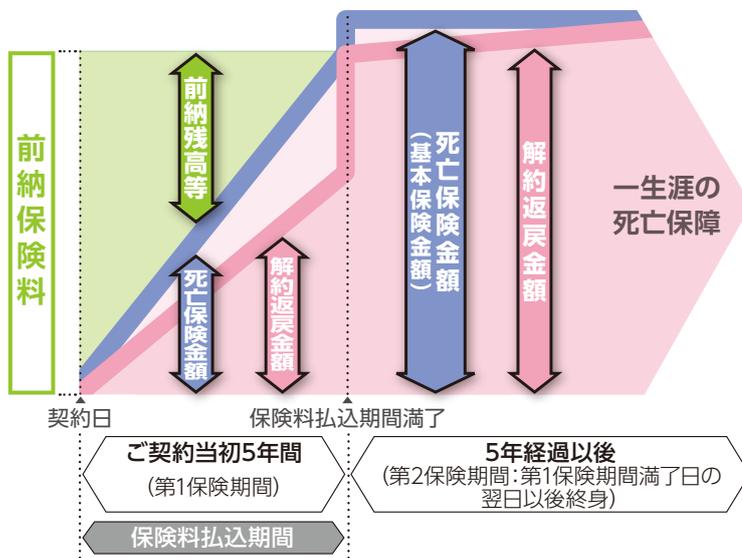
一生涯の 死亡保障

保険料払込方法 全期前納

保険料をご契約時にまとめてお払い込みいただく方法です。

保険料(前納保険料)は所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。

参照 P5「契約概要 3」をご覧ください。



ご契約当初5年間は… 死亡時受取額 = 死亡保険金額 + 前納残高等

解約時受取額 = 解約返戻金額 + 前納残高等

5年経過以後は… 死亡保険金額 は基本保険金額と同額になります。

解約返戻金額 は基本保険金額を限度に増加します。

以後
 満了日の翌日以後終身)

死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。第1保険期間中は既払込保険料相当額をお支払いします。第2保険期間中は基本保険金額と同額をお支払いします。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

前納残高等

前納残高等とは、前納保険料のうち年1回払保険料に未充当の部分であり、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」「申込内容控」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

- 「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細

お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

➔ 1 商品の特徴について

- 「5年つみたて終身保険」は、「低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険」の愛称です。
- この保険の選択通貨は円です。保険料、死亡保険金額、解約返戻金額等は円建となります。ご契約後も選択通貨の変更はできません。
- 第1保険期間(ご契約当初5年間)の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑えて、第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日以後終身)の死亡保険金額を重視しています。
- 重度介護前払特約を付加することで、第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。
- ご契約に適用される予定利率^(※1)は保険期間中変わりません。
- お申込み時にご案内する予定利率は金利情勢により毎月2日に見直すことがあります。そのため、保険料払込方法が月払いの場合はお申込み月の月末、月払い以外の場合はお申込み月の2日から翌月1日までに第1回保険料のお払い込みをいただけない場合、ご契約に適用される予定利率は、お申込み時にご案内した予定利率と変わることがあります。この場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

(※1) 予定利率とは、保険料や死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率をいいます。なお、保険料や死亡保険金額等は予定利率の他に予定死亡率・予定事業費率等を用いて計算しており、単に予定利率を付利して積み立てられるものではありません。



・この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。

・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

参照 ▶ しくみ図(イメージ)については、P1・2をご覧ください。

→ 2 保障内容について

お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人
死亡 保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき	既払込保険料 相当額	死亡保険金 受取人 ^(*3)
	第2保険期間	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額 ^(*2) と 同額	

(*2) この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。

(*3) 死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等以内の親族」の範囲内でご指定いただきます。

■本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- **死亡保険金受取人の故意による場合**
- **責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合**

詳細▶ 死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、P14「注意喚起情報 9」および「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

詳細▶ 死亡保険金額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→ 3 ご契約の諸基準について

契約年齢 ^(※1)	15歳～80歳(被保険者の満年齢)
第1保険期間	5年間
取扱単位	保険金建：万円単位 保険料建：千円単位
最低保険金額	50万円
最高保険金額 ^(※2)	3000万円 ※複数契約した場合、すべてのご契約を通算して3000万円とします。
保険料払込期間	5年間
保険料払込方法 ^(※3)	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納 ^{(※4)(※5)}
保険料払込経路 ^(※6)	<input type="checkbox"/> 座振替扱い
保険期間	終身

(※1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。

(※2) 同一の被保険者が、すでに当社の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

(※3) **保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。**

(※4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので、保険料(前納保険料)は所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納保険料は所定の積立利率(前納積立利率)を付して当社が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。
なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。**ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。**

(※5) 金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。

(※6) 第1回保険料は当社が案内する方法でお払い込みいただきます。

■ **次の事項についてはお申込みの際の「申込内容控」をご確認ください。**

選択通貨／主契約の保険金額／付加している特約／保険料(金額、払込方法)／被保険者の性別・生年月日

→ 4 特約等のお取扱いについて

当社所定の範囲内でのお取扱いになります。

重度介護 前払特約

- 第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。
- 重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。
- 重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、既に差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。
- 被保険者おひとりにつき、ご請求額は当社のご契約と通算して当社の定める金額を限度とします。^(*7)
- 重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。

※記載の内容は、2024年10月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。

(*7) 限度額は将来変更することがあります。(2024年10月現在は通算1億円です。)

スミセイのご家族アシストプラス

詳しくはこちら 



<p>ご家族登録サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報^(※1)は照会できません。 ● 登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ● ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 <p> 「ご契約のしおり-定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。</p>
<p>保険契約者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、当社所定のお手続きを行うことができます。 ● 契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き^(※2)</p> </div> <p>ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金受取人の変更 ・保険料払込中でないご契約における契約者の変更 ・契約者代理人の変更 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※ 保険金等の請求手続きには同意は不要です。 ● 契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。 <p> 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>
<p>被保険者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が受取人となる下記の保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。 ● 被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・重度介護前払保険金^(※3) ・配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合のみ) </div> <p> 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>

(※1) 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。

(※2) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます。

(※3) 重度介護前払特約を付加された場合。

商品付帯サービスのご案内

ウェルエイジングサポート
あすのえがお

- 介護相談を電話で承り、相談内容に応じて介護関連サービスを案内します。
(提供:株式会社ドリームキャッチャーおよび当社提携先の各企業)

→ 5 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を当社所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 6 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定します。
- この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%として**います。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。



解約返戻金額は、保険料払込期間中は**既払込保険料相当額を下回ります。**

詳細▶ 解約返戻金額等について詳細は、「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。

→ 7 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日（契約日）をいいます。
- ご契約のお引受けを当社が承諾した場合、第1回保険料のお払込みが完了した時から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。年2回払い・年1回払いの契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合には、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」「ご契約のしおりー定款・約款」「申込内容控」とあわせて、契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金をお支払いできない場合 (P14 **9**) など、お客さまにとって 不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品の申込みを検討されている場合、お客さまにとって 不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P11 **5**)

申込み時(クーリング・オフ制度)

→ 1

申込日または契約概要／注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(*)によりクーリング・オフができます。

(*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として当社ホームページに専用フォームを設置しています。

申込日または契約概要／注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日



- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。

なお、親権者(または後見人)の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

次ページにつづく

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 契約審査室
書面に記入していただく 必 要 事 項	<p>申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、保険契約をクーリング・オフする旨</p> <p><保険料をお払込み済みの場合> (契約者ご本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義</p>

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、当社ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、当社から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご確認いただきたい事項』をご確認ください。

→2

申込み時(告知)

告知は不要です。

本商品の契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。

・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、当社がおたずねすることをありのままに正しくお知らせいただくことです。

→3

申込み時・請求時(確認訪問・電話)

申込内容などの確認のために訪問または電話をすることがあります。

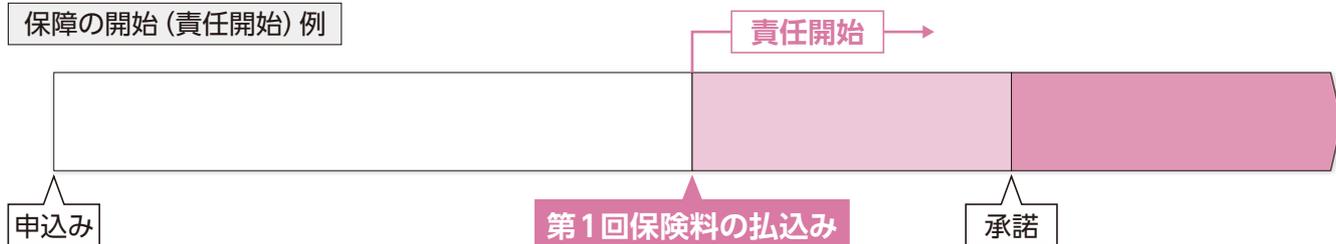
- 当社の確認担当職員または当社が委託した確認担当者(スミセイ保険サービス株式会社の面接士等)が、申込内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問または電話をすることがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

→4

申込み時 (保障の開始)

当社が契約の申込みを承諾した場合には、
第1回保険料の払込みが完了した時から
契約上の保障を開始 (責任開始) します。

保障の開始 (責任開始) 例



担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。
したがって、保険契約は、当社がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

→5

申込み時 (現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、
本商品 (新たな契約) の申込みを検討している場合は、
契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ります。
また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在の契約と本商品 (新たな契約) の予定利率等は異なることがあります。
なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。**
- 本商品 (新たな契約) の保障を開始 (責任開始) する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品 (現在の契約) と本商品 (新たな契約) の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

→6

契約後(保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、契約は消滅します。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日に消滅し、**保険金のお支払いができなくなります。**
- 保険料の払込みがなく契約が消滅した場合、消滅日における解約返戻金をお支払いします。
- 保険料の立替え(保険料の払込みがないときに、当社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に続ける方法)の取扱いはありません。
- 消滅後、復活の取扱いはありません。

詳細 猶予期間内に保険料の払込みがないことにより消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険料のお払込みがなくご契約が消滅する場合』をご確認ください。

→7

契約後(解約と解約返戻金)

この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しています。

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を保険料払込期間中に解約すると、**解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ります。**また、同様に、基本保険金額を保険料払込期間中に減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。**
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合(*)の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。**ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
(*)保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しない取扱いはいたしません。
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約(または基本保険金額を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

詳細 解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→8

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、
ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。
各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

- ・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度、被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約、被保険者代理特約を付加していただきます。

詳細▶ ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が当社所定の手続きを行うことができる制度です。

- ・当社所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります**。

- ・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(*)**。

(*) 保険金等の請求手続きには同意は不要です。

- ・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
 - ・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細▶ 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。

- 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。

- ・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細▶ 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

→ 9

請求時 (お支払いできない例)

保険金の支払理由が発生しても、
お支払いできない場合があります。

保険金をお支払いできない場合の例

- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、契約が消滅した場合
- 詐欺により契約が取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて契約が無効になった場合
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- 保険金の免責事由に該当した場合
(例: 責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意によるときなど)

→ 10

請求時 (手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金をお支払いします。
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性が
あると思われる場合や不明な点が生じたときなども、
すみやかに当社の担当者またはスミセイコールセンターまで
必ずご連絡ください。

- 保険金などの支払理由が生じた場合、契約内容によっては、複数の保険金などの支払理由に該当することがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに当社の担当者またはスミセイコールセンターまで必ずご連絡ください。
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細

- ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『5年つみたて終身保険の特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
- ・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

諸制度 (相互会社制度)

→ 11 相互会社の社員には、 社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 当社は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 当社は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

→ 12 生命保険会社が経営破綻した場合などには、 保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険に関するお問合せ先

→ 13

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、
スミセイコールセンターおよび

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

スミセイコールセンター  **0120-307506**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時（日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く）

※受付時間等の詳細は当社ホームページをご確認ください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。



住友生命保険相互会社

スミセイコールセンター  0120-307506

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時(日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)

※受付時間等の詳細は当社ホームページをご確認ください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」「申込内容控」を必ずご確認ください。

2024.10

100-401 

営業情報開発室

(株)個A-24-0053